

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

| | | | | | |
|---|------------|--|-------|----------|----------|
| (宛先) 京都府知事 | | 2025年7月1日 | | | |
| 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1丁目11番地さくら総合事務所内 | | 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） サンライズ京阪奈特定目的会社 取締役 坂口 大祐 | | | |
| 前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等 | 第一種特定製品の種類 | 前年度 | | | |
| | | 年度当初の保有台数 | 整備台数 | 廃棄台数 | 年度末の保有台数 |
| | エアコンディショナー | 56 台 | 56 台 | 0 台 | 69 台 |
| | 冷蔵機器及び冷凍機器 | 0 台 | 0 台 | 0 台 | 0 台 |
| 前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量 | 第一種特定製品の種類 | 代替フロン充填量 | | 代替フロン回収量 | |
| | エアコンディショナー | 59.1 | キログラム | 0 | キログラム |
| | 冷蔵機器及び冷凍機器 | 0 | キログラム | 0 | キログラム |
| 冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制 | 使用時 | 施工：冷媒配管ろう付け後に漏えい有無確認のため、窒素ガスを封入し圧力をかける「気密試験」を実施 運用：常駐者が3人待機し一早く現地に駆付け対応できる体制を構築している | | | |
| | 廃棄時 | | | | |
| 冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況 | 使用時 | 施工：冷媒配管ろう付け後に漏えい有無確認のため、窒素ガスを封入し圧力をかける「気密試験」を実施 運用：常駐者が3人待機し一早く現地に駆付け対応できる体制を構築している | | | |
| | 廃棄時 | | | | |
| ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針 | | | | | |
| 特記事項 | | | | | |

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。
 2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。